

8 監 第 9 0 号  
令和8年8月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊 様

|         |     |     |
|---------|-----|-----|
| 京都府監査委員 | 能 勢 | 昌 博 |
| 同       | 藤 山 | 裕紀子 |
| 同       | 森   | 敏 行 |
| 同       | 岡 本 | 吉 弘 |

令和7年度決算に係る資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和8年8月21日付け8財第78号で審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律  
に基づく資金不足比率審査意見書

京都府監査委員

# 資金不足比率審査意見書

## 第1 審査の対象

知事から提出された令和7年度公営企業に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

なお、審査の対象となる会計は下記のとおりである。

- ① 京都府地域開発事業特別会計
- ② 京都府港湾事業特別会計
- ③ 京都府電気事業会計
- ④ 京都府水道事業会計
- ⑤ 京都府工業用水道事業会計
- ⑥ 京都府流域下水道事業会計
- ⑦ 京都府病院事業会計

## 第2 審査の手続

この資金不足比率審査は、提出された資金不足比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の内容に問題点がないかを主眼として実施した。

## 第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について調査したところ、いずれの会計においても、適正に算定されており、当該書類は適正に作成されているものと認められた。

資金不足比率の経営健全化基準は20%のところ、いずれの会計においても、前年度と同様に資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。